FAITH NETWORK

第18回 定時株主総会
招集ご通知

日 時 2019年６月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）

場 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号
東郷記念館「オランジェール」



決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

目 次

第18回定時株主総会招集ご通知 …… 1

《添付書類》

事業報告 …… 2
計算書類 …… 16
監査報告書 …… 20
株主総会参考書類 …… 22

株式会社フェイスネットワーク
証券コード：3489

2019年６月６日

株　主　各　位

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目２番１号
株式会社フェイスネットワーク
代表取締役社長　蜂　谷　二　郎

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年６月24日（月曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
２．場　　所　東京都渋谷区神宮前一丁目５番３号
東郷記念館　「オランジェール」
３．目的事項
報告事項　第18期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://faithnetwork.co.jp/ir/irnews/)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://faithnetwork.co.jp/ir/irnews/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当事業年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）におけるわが国の経済は、政府・日本銀行による各種経済・金融緩和策を背景として、雇用・所得環境は改善しており、企業収益の改善に足踏みがみられるものの、個人消費は持ち直しております。また、米国では景気は着実に回復が続いており、欧州では緩やかに回復、アジアでは一部弱い動きも見られるが、概ね持ち直しの動きがみられております。

今後の日本経済の先行きについては、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待出来ます。一方で、米国の通商政策の動向による貿易摩擦、中国の不動産・金融市場の動向、欧州の政治における不透明感等から、為替・金利動向や企業収益への影響に留意する必要があります。

当社が属する不動産業界におきましては、首都圏の新築マンションの販売戸数は2018年度は前年に比べ0.5％減少し３万6,641戸、販売平均価格においては0.1％上昇の5,927万円となりました。また、平米単価は1.3％上昇し87.5万円となりました(「首都圏マンション市場動向2018年度」、㈱不動産経済研究所調べ、2019年４月17日発表)。東京オリンピック開催や震災復興等の影響を受け高騰した建築費は高止まりの傾向にあります。一方で購入需要は、首都圏への人口流入及び単身世帯の増加傾向を背景に、首都圏においては安定した賃貸需要が続いておりますが、業界動向や投資用不動産への融資動向も移り変わる傾向にあります。

このような環境の中で当社は城南３区を中心に、新築一棟マンションGranDuoシリーズ及び中古一棟ビルリノベーションGrand S toryシリーズの企画開発及び販売の拡大、不動産小口化商品事業の開始、ワンストップサービス体制の充実、さらにブランド力の強化を図ってまいりました。当事業年度の業績は、売上高14,164,354千円（前期比1.6％増）、営業利益1,012,876千円（前期比18.2％減）、経常利益817,388千円（前期比21.9％減）、当期純利益638,143千円（前期比10.0％減）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

①　不動産投資支援事業

不動産投資支援事業につきましては、不動産商品20件、建築商品17件を販売いたしまし

た。一方、規模拡大に伴う人員増加の為、人件費等の販売費及び一般管理費を計上したことにより、売上高は13,622,515千円（前期比0.9%増）、セグメント利益は884,888千円（前期比24.0%減）となりました。

② 不動産マネジメント事業

不動産マネジメント事業につきましては、お客様の所有する不動産の管理運営受託件数増加に伴い、売上高は541,838千円（前期比21.7%増）、セグメント利益は127,988千円（前期比74.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は90,388千円であります。主な設備投資は、倉庫利用の為取得した土地38,175千円及び社員増加に伴う自社ビル改修20,046千円であります。設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。なお、固定資産の一部について、賃貸から販売へ保有目的を変更したことに伴い、804,377千円を販売用不動産に振り替えております。重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

新築一棟マンションの用地仕入資金として物件ごとに必要に応じて各金融機関より資金調達をしております。2018年４月27日において取引銀行と限度額５億円の当座貸越契約を締結しております。また、2018年９月27日に第３回無担保社債１億円（私募債、償還期限2021年９月27日、年利率0.6%）を発行しております。

(4) 対処すべき課題

① 優良な自社企画開発物件の安定供給体制の強化

自社企画開発物件である新築一棟マンションGranDuoシリーズ及び中古一棟ビルリノベーションGrandStoryシリーズを安定的に供給する体制づくりは重要な課題です。課題解決のため用地仕入・設計企画開発力を強化して参ります。用地仕入に関しては、用地仕入人員の拡充を行います。さらに不動産業者への訪問、電話、メールの頻度を増やすことにより業者と密に連携をとり、用地仕入情報の拡充を図ります。また設計企画開発に関しても、人員の拡充を行います。さらに新築一棟マンションのターゲット世代に人気の設備や間取り、デザインを賃貸仲介店舗スタッフの情報から厳選することにより高い人気・入居率を保持する物件の設計企画開発を行って参ります。

② 自社企画開発物件のプロジェクト期間維持

当社において納期の遵守は重要と捉えております。今後事業規模の拡大により取扱物件数が増加しても、納期を遵守し、計画したプロジェクト期間を維持していくため、当社の特徴であるワンストップサービス体制の強化と優良な工事下請け業者の確保が必要です。ワンストップサービス体制の強化のため、優良な人材の確保及び教育研修の充実を図り、全社での交流会を定期的に行うことで社内のコミュニケーション向上を目指します。また、優良な工事下請け業者の確保のため、「蜂友会」という当社安全協力会を設置し工事下請け業者との協力体制の強化を図っております。

③ ブランド力の強化及び知名度の向上

当社が供給する新築一棟マンションGranDuoシリーズ及び中古一棟ビルリノベーションGrandStoryシリーズは城南３区を中心に展開しております。城南３区を中心としてブランド力を強化し、知名度を高めることにより新規顧客獲得と新規入居者獲得を行うことが、販路拡大につながるため、当社では、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動に取り組んで参ります。

④ 優秀な人材の確保及び教育研修の充実

当社の安定的な成長のためには、不動産の仕入、設計、施工、管理、販売及び入居者募集といった専門的な知識及び経験を有する人材や宅地建物取引士、建築士等の専門的な資格を有する優秀な人材を継続して確保、育成することが重要だと考えております。入社後も定期的に教育研修の機会を与え、専門能力や知識の維持向上を図って参ります。

⑤　財務基盤の維持・充実

安定的かつ継続的に自社企画開発物件を提供していくためには、金融機関からの資金調達が不可欠であり、金融機関との良好な取引関係を保つことが、安定した借入を継続的に行っていくため必要となります。常に様々な視点から当社のおかれている状況を分析し、定期的に金融機関に業績説明を行い、良好な関係を維持することに努めて参ります。

⑥　コンプライアンス経営の強化

当社は、コンプライアンス経営の重要性を認識しており、当社の継続的な成長や社会的信用の構築に不可欠であると認識しております。そのため、役員及び社員は、常に倫理観を持って行動するよう、定期的にコンプライアンスに関する研修を行っております。また内部監査部、監査役会、会計監査人との連携を強化することが監査機能の充実を図り、コンプライアンス強化につながると考え、連携強化を図っております。

⑦　新規事業の展開について

当社は、主力事業である新築一棟マンション販売を中心に堅調に成長しておりますが、当社の更なる成長の加速と事業の拡大のため、新規事業の開拓を行っていくことが必要不可欠と考えております。中長期的な視点で新規事業を育成し、将来の中核事業の一つへと発展・拡大させるため、企画立案力の強化、人材確保及び積極的な営業活動に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	2015年度 第15期	2016年度 第16期	2017年度 第17期	2018年度 (当期)第18期
売　　上　　高	7,108,197 千円	10,145,728 千円	13,945,812 千円	14,164,354 千円
当　期　純　利　益	303,354 千円	707,048 千円	708,896 千円	638,143 千円
1株当たり当期純利益	75.84 円	176.76 円	175.52 円	128.14 円
総　　資　　産	6,524,037 千円	9,671,794 千円	12,714,340 千円	13,933,413 千円
純　　資　　産	747,131 千円	1,459,331 千円	3,334,935 千円	3,826,429 千円

(注) 1．当社は、2014年12月1日において不動産の開発・管理業務と販売業務を統合するため、株式会社フェイスネットワークを吸収合併し、商号を株式会社フェイスから株式会社フェイスネットワークへ変更しております。
2．当社は、2014年12月25日付で普通株式1株につき106株の分割、2017年12月1日付で普通株式1株につき40株の分割を行いましたが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
グランファンディング株式会社	千円 10,000	% 100	不動産ファンド事業及び運用等

(注) グランファンディング株式会社は2018年10月2日に設立しておりますが、重要性がないため非連結子会社として扱っております。

(7) 主要な事業内容

事　　業	主　要　製　品
不動産投資支援事業	新築一棟マンションの販売/請負工事/設計
不動産マネジメント事業	管理運営（入居者募集/入金管理/メンテナンス他）

(8) 主要な営業所および工場

名　　称	所　在　地
当社本社	東京都渋谷区千駄ヶ谷

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
141名	24名増	40歳９か月	２年９か月

(10) 主要な借入先

借　　入　　先	借　　入　　額
大東京信用組合	2,125,597 千円
シンジケートローン	1,005,000
株式会社第四銀行	871,800

（注）シンジケートローンは株式会社りそな銀行を幹事とし、株式会社商工組合中央金庫・西武信用金庫・株式会社きらぼし銀行・株式会社東日本銀行の協調融資によるものであります。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数

16,000,000株

（2）発行済株式の総数

4,980,000株

（3）株主数

4,707名

（4）大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
株式会社８８	2,000,000 株	40.16 %
蜂　谷　二　郎	720,000	14.46
小　泉　和　弘	100,000	2.01
吉　田　俊　雄	100,000	2.01
山　元　孝　行	80,000	1.61
MSIP CLIENT SECURITIES	79,200	1.59
相　澤　　篤	61,600	1.24
高　瀬　宏　江	60,000	1.20
石　丸　洋　介	60,000	1.20
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	55,800	1.12

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
蜂　谷　二　郎	代表取締役社長	－
吉　田　俊　雄	専務取締役（不動産開発一部・二部、賃貸管理部、賃貸営業部）	－
山　元　孝　行	常務取締役（投資運用部、広報企画部、建築一部）	－
佐　野　宏　江	取締役（総務人事部、財務部、経理部、法務部）	－
大　津　茂太郎	取締役（建築二部）	－
香　月　裕　爾	取締役	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役
松　下　正　美	取締役	－
草　原　裕　之	監査役	－
入　山　利　彦	監査役	株式会社ヤトー取締役
石　橋　幸　生	監査役	公認会計士・税理士事務所Ｉ＆Ｉパートナーズ代表 株式会社Ｉ＆Ｉパートナーズ代表取締役 株式会社ノーマーク取締役 ティエムファクトリ株式会社監査役

（注）１．取締役 香月裕爾氏および松下正美氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役 入山利彦氏および石橋幸生氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役 石橋幸生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役 香月裕爾氏および松下正美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．取締役佐野宏江の戸籍上の氏名は高瀬宏江であります。
６．当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
執行役員は、８名で、賃貸管理部・賃貸営業部担当 吉田俊雄、広報企画部・建築一部担当 山元孝行、経理部長 佐野宏江、建築二部担当 大津茂太郎、不動産開発一部担当 樋口匠、不動産開発二部長 奥啓二、投資運用部・総務人事部・財務部担当 石丸洋介、法務部長 新井隆で構成されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める金額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお当事業年度末日において、当該契約は社外取締役 香月裕爾氏および松下正美氏、監査役 草原裕之氏、社外監査役 入山利彦氏および石橋幸生氏との間で締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役７名 142,800千円　（うち社外２名　8,850千円）
監査役３名　16,950千円　（うち社外２名　7,200千円）

（注）取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	兼職先と当社との関係
社外取締役	香　月　裕　爾	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役	当社との特別な関係はありません。
社外取締役	松　下　正　美	－	－
社外監査役	入　山　利　彦	株式会社ヤトー取締役	当社との特別な関係はありません。
社外監査役	石　橋　幸　生	公認会計士・税理士事務所 Ｉ＆Ｉパートナーズ代表 株式会社Ｉ＆Ｉパートナーズ 代表取締役 株式会社ノーマーク取締役 ティエムファクトリ株式会社 監査役	当社との特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	香 月 裕 爾	当事業年度開催の取締役会16回中16回出席しております。 主に弁護士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行っております。
社外取締役	松 下 正 美	社外取締役就任後開催の取締役会13回中13回出席しております。 金融機関における長年の経験と直接企業経営に携わった幅広い経営的視点から適宜発言を行っております。
社外監査役	入 山 利 彦	当事業年度開催の取締役会16回中16回、監査役会13回中13回出席しております。 前職における役員としての会社経営・組織運営に関する豊富な知識と経験に基づいた助言、提言等を行っております。
社外監査役	石 橋 幸 生	当事業年度開催の取締役会16回中16回、監査役会13回中13回出席しております。 主に公認会計士・税理士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行っております。

4．会計監査人の状況

（1）名称

EY新日本有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,600千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,600千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は日本公認会計士協会が公表する監査、保証実務委員会研究報告第18号「監査時間の見積りに関する研究報告」及び公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し検討した結果、妥当と判断をいたしました。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお現在において、当該契約は締結しておりません。

5．会社の体制および方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は企業集団における業務の適正を確保するための体制として、2018年11月13日の取締役会にて、「内部統制（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．取締役・従業員の法令遵守と社会に対する責任の認識を明確にするため、企業行動規範及び企業倫理規程、その他主要な規制法令に関連する規程を定め、遵守に向けた取り組みを徹底する。

b．取締役会は、全てのステークホルダーに対する責任を果たすべく、法令、定款及び取締役会規程等の社内規程に則り、経営戦略等重要事項について決定するとともに業務執行を監督する。

c．監査役会は、内部統制の整備・運用状況を監査し、取締役と定期的に情報及び意見の交換を行う。

d．リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、部門横断的な法令遵守体制の確立と統括を図る。

e．監査部門は代表取締役社長へ直接のレポートラインをもち、各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を監査役に報告する。

f．財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各業務執行取締役から、定期的に確認書の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係る内部統制の評価、報告を行う。

g．内部通報制度の窓口を社内に設置する。また、その運用に関する規則を定め、通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止を図る。

h．反社会的勢力への対応を所管する部署を定め、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a．取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書取扱規程」等に基づき、定められた期間保存し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。その上で総務人事部長を情報の保存及び管理を監督する責任者とする。

b．情報セキュリティ及び情報管理に関する規程を定め、その種類や重要度に応じて適切に作成、保管、廃棄する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a．業務に係る各種のリスクに対する適切な管理とリスク発生の防止に努めるため「リスク管理規程」を定め、経営の健全性確保を目指して体制の整備に取り組む。
b．リスク管理委員会にて、当社を取り巻く様々な潜在的リスクを特定し分析したうえで、それらのリスクの特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a．迅速な意思決定が行えるよう、重畳的な階層を極力排除した組織とする。
b．取締役会並びに各取締役の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
c．全社の重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を設置して、取締役会並びに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
d．中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
e．情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
a．監査役の職務を補助する監査役会事務局は監査役会の要求により設置するものとする。
b．前号の従業員の人数、人選等については監査役会との間で協議のうえ決定する。
c．監査役の職務を補助する従業員は、その職務に従事する間、監査役の指揮・命令に服する。人事異動、処遇の変更については監査役会の同意を要するものとする。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
a．当社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに当社監査役に報告するものとする。
b．前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
c．内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査役へ報告を行う。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a．監査役は、重要な会議に出席するとともに、議事録が作成された場合は、その事務局はこれを監査役会に送付する。
b．監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明する。

c．監査部門又は会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役会にも報告されるものとし、監査役会と監査部門又は会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。
d．監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑧　企業集団における業務の適正を確保するための体制
a．当社に関係会社の所管責任者を設置し、リスクの適切な管理及び経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組むものとする。
b．子会社の取締役等の職務の執行については、関係会社管理規程に基づき、その職務の重要度に応じ、当社の所管責任者や取締役会への報告を行うものとする。
c．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の内部監査部が定期に子会社の監査を行う。

（当該体制の運用状況の概要）

当社における業務の適正を確保するための必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

①　コンプライアンスの状況
当社のコンプライアンス意識の向上のため、外部講師を招いてインサイダー取引等の法令や社会的規範に関する研修教育を行いました。また、コンプライアンス違反となりうる事象の早期発見、早期解決に取り組むため、内部通報制度運用規程の整備を行うと共に、内部通報制度を導入し、全社員に周知を行っております。

②　取締役の職務執行
取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

③　監査役の職務執行
監査役会を13回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。

④　内部監査の実施について
内部監査部にて、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。また監査役、会計監査人、内部監査は互いに連携し定期的に意見交換を行っております。

（2）株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めてはおりません。

（注）本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2019年３月31日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**11,845,009**
現金及び預金	2,747,573
完成工事未収入金	356,883
販売用不動産	1,824,540
仕掛販売用不動産	6,612,517
前渡金	278,829
前払費用	20,018
その他	4,645
固定資産	**2,088,404**
有形固定資産	**1,959,949**
建物	799,713
構築物	1,456
機械及び装置	61,614
車両運搬具	18,455
工具、器具及び備品	43,946
土地	1,166,011
減価償却累計額	△131,247
無形固定資産	**7,723**
ソフトウェア	7,723
投資その他の資産	**120,731**
関係会社株式	10,000
出資金	1,680
長期前払費用	14,360
繰延税金資産	58,051
その他	36,639
資産合計	**13,933,413**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**5,083,975**
工事未払金	615,564
短期借入金	1,261,400
1年内返済予定の長期借入金	2,252,077
1年内償還予定の社債	53,400
未払金	84,892
未払費用	22,600
未払法人税等	132,126
前受金	91
未成工事受入金	332,728
預り金	199,908
前受収益	14,107
賞与引当金	108,917
アフターコスト引当金	6,159
固定負債	**5,023,008**
社債	79,900
長期借入金	4,911,227
その他	31,881
負債合計	**10,106,984**
(純資産の部)	
株主資本	**3,833,232**
資本金	**681,120**
資本剰余金	**631,340**
資本準備金	631,120
その他資本剰余金	220
利益剰余金	**2,520,772**
利益準備金	10,000
その他利益剰余金	2,510,772
特別償却準備金	13,782
繰越利益剰余金	2,496,990
評価・換算差額等	**△6,802**
繰延ヘッジ損益	△6,802
純資産合計	**3,826,429**
負債・純資産合計	**13,933,413**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**14,164,354**
売上原価		**11,626,254**
売上総利益		**2,538,099**
販売費及び一般管理費		**1,525,222**
営業利益		**1,012,876**
営業外収益		
受取利息	49	
受取配当金	32	
助成金収入	1,181	
保険料収入	6,441	
自動販売機収入	250	
その他	179	**8,134**
営業外費用		
支払利息	163,024	
社債利息	582	
支払手数料	8,536	
登録免許税	27,383	
その他	4,095	**203,622**
経常利益		**817,388**
特別利益		
固定資産売却益	95,421	
収用補償金	27,588	**123,010**
特別損失		
固定資産除却損	14,297	**14,297**
税引前当期純利益		**926,101**
法人税、住民税及び事業税	282,800	
法人税等調整額	5,157	287,957
当期純利益		**638,143**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2018年4月1日残高	681,120	631,120	220	631,340
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
特別償却準備金の取崩				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
2019年3月31日残高	681,120	631,120	220	631,340

(単位：千円)

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		特別償却準備金	繰越利益剰余金		
2018年4月1日残高	10,000	18,864	2,003,164	2,032,029	3,344,489
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△149,400	△149,400	△149,400
当期純利益			638,143	638,143	638,143
特別償却準備金の取崩		△5,082	5,082	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	－	△5,082	493,825	488,743	488,743
2019年3月31日残高	10,000	13,782	2,496,990	2,520,772	3,833,232

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2018年４月１日残高	△9,553	△9,553	3,334,935
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△149,400
当期純利益			638,143
特別償却準備金の取崩			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	2,751	2,751	2,751
事業年度中の変動額合計	2,751	2,751	491,494
2019年３月31日残高	△6,802	△6,802	3,826,429

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月16日

株式会社フェイスネットワーク
　取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　米　山　昌　良　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　牧　野　幸　享　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社フェイスネットワークの2018年４月１日から2019年３月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月17日

株式会社フェイスネットワーク　監査役会

常勤監査役　草　原　裕　之　㊞

社外監査役　入　山　利　彦　㊞

社外監査役　石　橋　幸　生　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　**剰余金の処分の件**

当期の期末配当につきましては、財務体質・経営基盤の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保も確保しながら、利益還元のための株主への配当も重視することを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおり期末配当を実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金30円

総額は149,400,000円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2019年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

①　取締役の任期の変更について

取締役が毎年株主の信任を得なければならないものとすることにより、経営責任の明確化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を現行の２年から１年に短縮する旨の定款変更をいたしたく存じます。

②　剰余金の配当を取締役会の決議事項とする件について

前記①の定款変更が承認された場合、当社は剰余金の配当等を取締役会が決定する旨を定款で定めることが出来ることになります。そこで、会社の経営状態に応じ、適時に剰余金の配当を行い、株主還元の充実を図るため、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款変更をいたしたく存じます。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（任期）	（任期）
第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②（条文省略）	②（現行どおり）
第22条～第43条　（条文省略）	第22条～第43条　（現行どおり）
第７章　計　算	第７章　計　算
（剰余金の配当の基準日）	（剰余金の配当等の決定機関）
第44条　当会社は、株主総会の決議により、毎年３月31日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当を行うことができる。	第44条　当会社は、会社法第459条第１項各号に掲げる事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

現　行　定　款	変　更　案
（中間配当） 第45条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。	（剰余金の配当の基準日） 第45条　当会社は、毎年３月31日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当を行うことができる。
（新設）	②　当会社は、毎年９月30日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。
（新設）	③　前二項に定めるもののほか、当会社は、当会社が定めた基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。
（配当の除斥期間） 第46条　（条文省略）	（配当の除斥期間） 第46条　（現行どおり）

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営管理体制の一層の強化を図るため、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	はちや　じろう 蜂谷　二郎 (1969年10月２日生)	1988年４月 2001年10月 2004年６月 2004年９月	世田谷信用金庫入社 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 有限会社クロスカレント代表取締役 有限会社ファイブセンス代表取締役	2,720,000株
2	よしだ　としお 吉田　俊雄 (1956年６月１日生)	1974年４月 1982年４月 1985年４月 1993年１月 2006年７月 2007年４月 2016年４月 2019年１月	ニューセブンパック株式会社入社 株式会社日本企画（現・株式会社ジャパン・プランニング・アソシエーション）入社 株式会社雄建管財（現・東京コーポレーション株式会社）入社 同社取締役就任 当社入社 当社専務取締役就任（不動産開発一部・二部、賃貸管理部、賃貸営業部担当）（現任） 当社不動産事業本部長就任 当社執行役員就任（現任）	100,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	やまもと　たかゆき 山元　孝行 (1970年5月19日生)	1993年 4 月 1997年 2 月 2001年 4 月 2004年 9 月 2010年10月 2013年 9 月 2019年 1 月	大木建設株式会社入社 一級建築士登録 ケーミナト一級建築士事務所入所 株式会社ダブリューホールディング入社 当社入社 当社常務取締役就任（投資運用部、広報企画部、建築一部担当）(現任) 当社執行役員就任（現任）	80,000株
4	さ　の　ひろ　え 佐野　宏江 (1980年1月31日生)	2003年10月 2007年 4 月 2007年 7 月 2015年 1 月 2015年 6 月 2015年 7 月 2018年10月	中央青山監査法人入所 公認会計士登録 新日本監査法人（現・EY新日本有限責任監査法人）入所 当社入社 当社取締役就任（総務人事部、財務部、経理部、法務部担当）(現任) 当社経営管理本部長就任 当社執行役員就任（現任）	60,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
5	おおつ しげたろう 大津 茂太郎 (1953年2月18日生)	1973年 4 月 1983年10月 1987年 1 月 1990年12月 2013年 8 月 2016年 4 月 2017年 6 月 2018年10月	中西建設株式会社入社 株式会社カツケン入社 一級建築士登録 古里建設工業株式会社入社 当社入社 当社建築本部長就任 当社取締役就任（建築二部、品質管理部担当）（現任） 当社執行役員就任（現任）	30,000株
6	※ いしまるようすけ 石丸洋介 (1982年11月1日生)	2005年 8 月 2007年11月 2014年11月 2015年 7 月 2018年 2 月 2018年10月	税理士法人よしとみパートナーズ会計事務所入社 税理士法人麻布パートナーズ入社 当社出向 当社経営管理本部副本部長就任 当社入社 当社執行役員就任（現任）	60,000株
7	かつきゆうじ 香月裕爾 (1958年2月4日生)	1987年10月 1990年 4 月 2008年 6 月 2016年 6 月 2017年 6 月	司法試験合格 東京弁護士会に弁護士登録 小沢・秋山法律事務所入所（現任） 日本アンテナ株式会社監査役（現任） 当社監査役就任 当社取締役就任（現任）	－株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
8	まつ した まさ み 松 下 正 美 (1948年６月14日生)	1973年 ４ 月 1992年12月 2001年 ９ 月 2003年 ９ 月 2004年 ２ 月 2004年 ６ 月 2008年 ６ 月 2008年 ６ 月 2010年 ６ 月 2018年 ６ 月	株式会社協和銀行（現・株式会社りそな銀行）入行 共同抵当証券株式会社出向 株式会社あさひ銀行（現・株式会社りそな銀行）執行役員就任 株式会社りそな銀行執行役員退任 昭和リース株式会社専務取締役就任 同社代表取締役社長就任 同社代表取締役社長退任 株式会社レオパレス２１監査役就任 日本プラスト株式会社監査役就任 当社取締役就任（現任）	－株

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．石丸洋介氏は、税理士事務所の勤務経験を通じて、経理財務を中心とする豊富な専門知識を有しており、2014年11月からは、主に当社の財務部門の担当者として、当社の経営管理に携わってきました。2015年７月からは経営管理本部副本部長に就任し、当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場するにあたり、中心的な役割を担い、2018年10月からは執行役員として、財務部、総務人事部、投資運用部と幅広い部署を所管するに至り、幅広い知識経験と十分な実績を有しておりますので、取締役候補者としました。
３．香月裕爾氏、松下正美氏は社外取締役候補者であります。
４．香月裕爾氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、社外取締役として当社の経営に有益な助言をしていただく事を期待して選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。
松下正美氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における豊富な経験を活かし、当社の経営全般に助言を頂戴する事により、コーポレートガバナンス体制強化に寄与していただく事を期待したためであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験もあり、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
５．当社は、取締役候補者香月裕爾氏、松下正美氏が取締役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
６．当社は、社外取締役との間で同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨、定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任額は、100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。香月裕爾氏、松下正美氏が取締役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
小林（こばやし）　多希子（たきこ） (1975年９月26日生)	2004年11月 2006年10月	司法試験合格 東京弁護士会に弁護士登録 小沢・秋山法律事務所入所（現任）	―

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．小林多希子氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。

３．小林多希子氏を社外監査役の補欠として選任した理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、補欠の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．当社は、社外監査役との間で同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨、定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任額は、100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。小林多希子氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

株主総会会場 ご 案 内 図

会 場： **東郷記念館「オランジェール」**
東京都渋谷区神宮前一丁目５番３号

交 通： **ＪＲ原宿駅** 竹下口より 徒歩約３分
東京メトロ明治神宮前駅 ５番出口より 徒歩約３分
（お車でのご来場はご遠慮ください）

※ご案内図の●印の場所に東郷記念館の案内板がございます。



株式会社フェイスネットワーク

〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目２番１号
TEL：03-6432-9937（代表）

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。